

医療機関における 感染症版BCP策定支援について

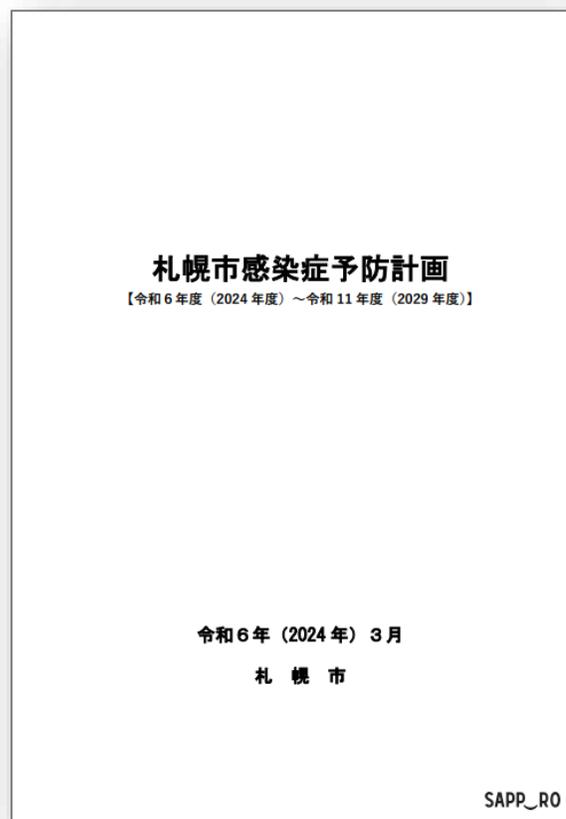


札幌市保健所
感染症総合対策課

- 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国では令和4年12月に「感染症法※」を改正

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- 令和6年3月に札幌市の感染症対策の基本的な指針として「札幌市感染症予防計画」を新たに策定



感染症の予防の推進、まん延防止の基本的な考え方

病原体の情報収集、調査研究

検査体制/検査能力の向上

医療提供体制

感染症患者の移送体制

宿泊療養施設の確保

感染症対策物資等の確保

人材育成/資質の向上
保健所体制の確保

新たな感染症発生時には流行初期の対応が重要

○ 新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移（流行開始から5類移行まで）

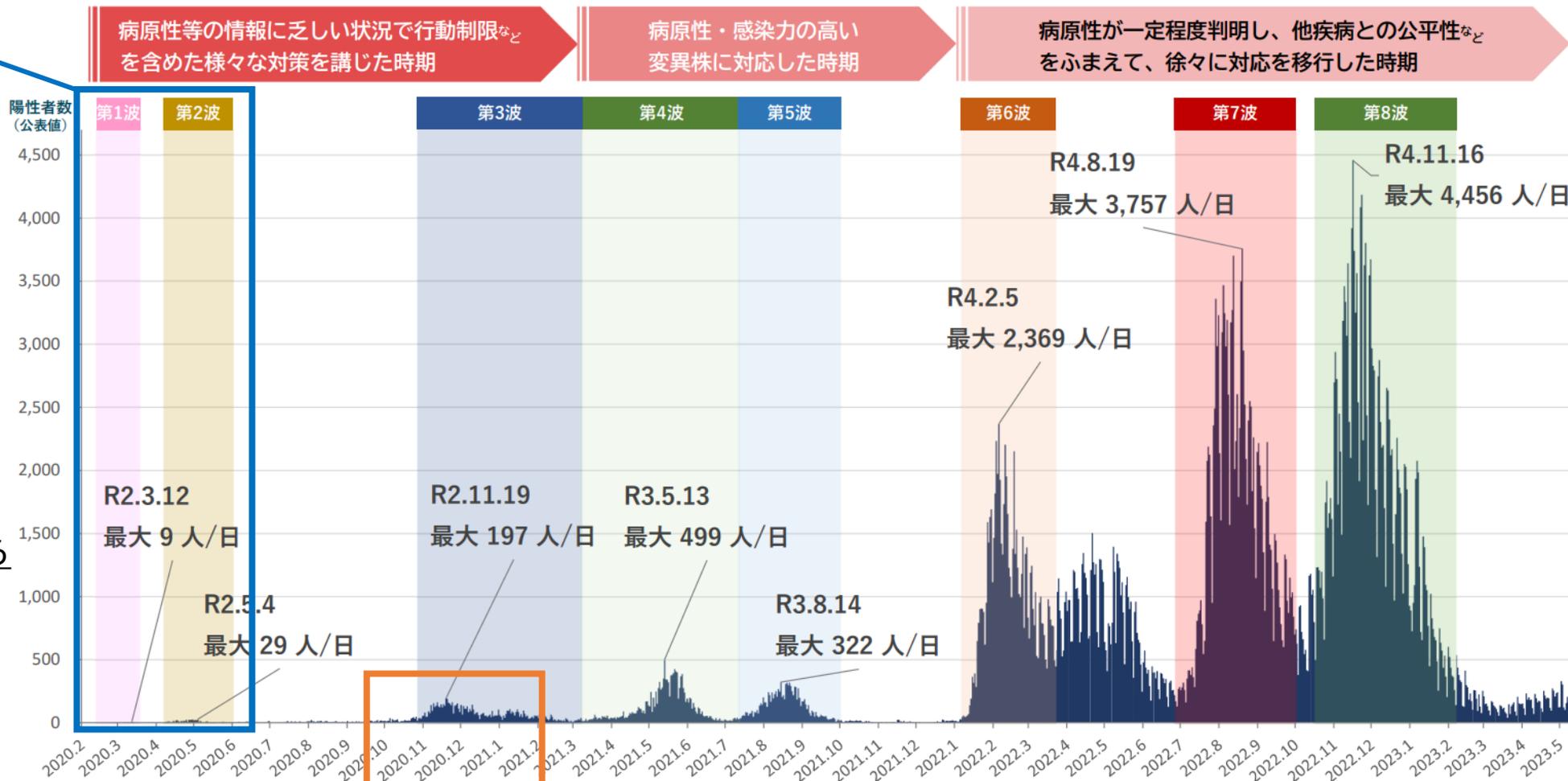
流行初期の混乱

未知のウィルス

経験のない感染対策

感染疑い患者が来院したら

職員が感染したら



病原性等の情報に乏しい状況で行動制限などを含めた様々な対策を講じた時期

病原性・感染力の高い変異株に対応した時期

病原性が一定程度判明し、他疾病との公平性などをふまえて、徐々に対応を移行した時期

国では、新型コロナウイルス感染症流行の第3波の感染者数に対応できる体制を流行初期に確保できるよう体制構築を推進

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を形に残す

コロナ禍

様々な情報をもとに試行錯誤しながら、感染対策を行いながら通常診療を実施

消毒薬

アクリル板

マスク、検温

待合室分離

発熱者の動線

オンライン

病床確保

予約制

現在

新型コロナ5類移行後もウイルスの性質を踏まえ、
必要な感染症対策を行いながら、診療体制を構築

将来

新型コロナの経験を踏まえて、新たな感染症危機への備えを進めているものの
過去の経験に基づいた対応を適切に実施できるか？

<北海道と締結する「医療措置協定」に基づいた対応>

感染症危機発生時には道の要請により締結事項への対応が求められる。

- 病床確保※（病院、有床診療所）：確保病床数
- 発熱外来の実施※：1日の対応人数
- 自宅療養者等への医療の提供、健康観察
- 後方支援、医療人材派遣等

※病床確保、発熱外来の実施については、道の要請後、概ね7日以内に対応

・・・それは、10年後？30年後？

・・・そのとき、コロナ禍を経験した
スタッフはいる??

コロナ禍に
実施してきたこと

まさに感染症版BCP

これを将来に向けて
形に残すことが重要

【事業概要】



- ・ 将来に向けた課題認識の共有
- ・ 感染症版BCPの必要性理解



- ・ 自医療機関の対応は適切だったのか？
最良だったのか？



- ・ すべての医療機関で備える
- ・ 医療機関自身で備える

【今後の進め方】

② 専門家派遣事業

- ・ 医療機関が策定する感染症版BCPに対して感染症対応の知見が深い専門家（例：感染管理認定看護師等）を派遣し、策定の助言を行なう。

<募集概要>

募集数：札幌市内の5医療機関（病院、診療所等を含めて）

支援内容：外部専門家による医療機関視察（課題抽出）、策定内容への助言（3～5回程度）

参加費：専門家派遣に関する費用負担はなし

申込締切：10月22日（火）まで

募集中!!

③ 策定マニュアル整備・公開

- ・ 5医療機関への支援で得た知見（医療機関共通課題、BCP策定の視点、プロセス、医療機関の策定体制）を整理・公開し、医療機関独自の取組を推進

策定マニュアルとして
札幌市ホームページに公開

次年度予定するセミナーにて
マニュアルの説明、策定事例紹介